

## 青森県教育委員会第749回定例会会議録

期 日 平成23年6月8日（水）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

### 議事目録

- 議案第1号 青森県教育委員会と八戸工業大学との連携に関する協定について・・・  
・・原案決定
- 議案第2号 議案に対する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 平成24年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定
- 議案第4号 平成24年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案・・・・・・・・原案決定
- 議案第5号 県立高等学校の学科の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第6号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案・原案決定
- 議案第7号 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第8号 青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正  
する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成23年6月8日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時10分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
近藤教育次長、白石教育次長、川村参事、赤坂参事、教育政策・学校教育・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員  
福島委員、島委員
- ・書記  
鈴木学、中村尚吾

# 会 議

## 議事

### 議案第 1 号 青森県教育委員会と八戸工業大学との連携に関する協定について

(貝守教育政策課長)

平成 22 年 1 月 4 日に締結された県と八戸工業大学との包括協定を踏まえ、この度、県教育委員会と八戸工業大学が教育分野で相互に協力することを通して、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与するため、協定を締結するものである。

県教育委員会と八戸工業大学は、学校における工業教育、エネルギー環境教育、高校と大学の連携による高校生・大学生のキャリア形成支援、県民向け公開講座の開催等、様々な連携・協力を推進してきた。

本県における教育振興基本計画では、「あおもりの未来をつくる人財の育成」、「あおもりの今をつくる人財の育成」、「文化・スポーツの振興」の三つの政策を掲げ、また、「青森県教育施策の方針」では、「新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を目指し、学校教育、社会教育、文化財、スポーツの各分野が一体となった様々な施策を展開している。

このような施策の実現のためには、地域の大学の持つ豊富な人材や研究蓄積、高度な施設や機能等を活用することが求められる。特に、エネルギー、環境、科学技術など専門的な分野に係る教育においては、八戸工業大学の持つ豊富な人的・物的資源の活用が大いに期待される場所である。

この度、八戸工業大学から、県との包括協定を踏まえ、教育分野で相互に協力することを通して、学校及び地域における教育の振興・充実に寄与するため、県教育委員会との協定を締結したいとの意向が示された。

その後、県教育庁及び八戸工業大学両者間で事務的に協議を進め、「連携事項」等について調整がなされたところである。

協定における「連携事項」については、第 2 条のとおり、

- (1) エネルギー、環境、科学技術などに関する専門的な教育をはじめとする学校教育の充実及び調査研究に関すること。
- (2) 生涯学習・スポーツの振興に関すること。
- (3) その他双方が必要と認めること。

としており、今後、幅広い教育分野での連携・協力を推進することとして、6 月 10 日に協定を締結したいと考えている。

本協定が締結されることにより、これまで両者の連携により行われてきた教育活動が一層円滑に推進されるとともに、更なる本県の教育の振興・充実につながるものと考えている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

**議案第2号 議案に対する意見について**  
(非公開の会議に付き記録別途)

**議案第3号 平成24年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案**

(中村学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今年3月に行った平成23年度青森県立高等学校入学者選抜は、「前期選抜に一般選抜枠と特色化選抜枠を設けること」、「後期選抜に国語、数学、英語の学力検査を導入すること」等について具体的な改善を行った新制度の下での2年目の実施となった。

実施状況としては、今般の地震により、後期選抜の実施日程等を急遽変更せざるを得ない状況となり、慌ただしい中ではあったが大きな混乱もなく終了することができた。

この入学者選抜制度は、安定性・継続性が求められるところでもあり、新制度3年目であることから、平成24年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、平成23年度を踏襲するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

選抜試験、調査書は絶対評価でなされていると聞いている。様々な出身校と様々な教員が絶対評価したそれぞれ受検生の調査書を選抜材料とするのに、どのようにして平等性と客観性を担保しているのか。そもそもそれは可能なことなのか。

(中村学校教育課長)

調査書は、中学校における長期にわたる学習等の記録である。これが入学者選抜において重要な資料とされているのは、中学校における学習等の実績が高等学校における学習の基礎となることを考慮すれば、単に学力検査の成績のみによる方法よりも信頼性が高く合理的であると考えられているためである。

このようなことから、学校教育法施行規則第90条において、高等学校の入学は、調査

書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者選抜に基づいて校長が許可すると定めている。

調査書は、いわゆる絶対評価によりなされているが、絶対評価とは学習指導要領の目標に照らしてどこまで到達しているかを評価する方法、目標準拠評価であり、各教科毎に国が示した規準に基づき児童生徒一人一人に目を向けて評価するものである。

具体的には、平成14年度から絶対評価が導入され、児童生徒一人一人の学習状況を正確に把握した上で評価規準に基づいて評価をしている。この絶対評価については、これまでも教育課程の地区説明会や教務主任研修の会議などを通して周知に努めてきた。

また、調査書の作成にあたっては、各校長は調査書作成委員会を設置して調査書を作成することとしている。

(清野委員)

ならば、絶対評価であっても比べる対象として耐えうるということか。著しく異なるのか。

(中村学校教育課長)

国の規準を自分の学校の生徒の状況、学習活動の状況に当てはめて、一定の規準に従って各学校とも評価が適切になされるように努力しているところである。

(清野委員)

努力ということではなく、客観的に、具体的にどう担保されているのか教えていただきたい。絶対評価はそれぞれの生徒について評価がされている。調査書というのはこれを点数化して学力検査に加えて選抜が行われる。そうすると、その調査書に差があると不公平感が生じるのではないか。

(鈴木委員長)

学校間の差を心配しているということか。

(清野委員)

はい。それと評価する教員間の差。

(中村学校教育課長)

評価の規準には観点というものがあり、その観点を見るためにさらに、こういう場合にはこういう評価をするという評価規準を定めているので、各学校は同等の評価になるよう、選抜に耐えられるよう作成しているものと考えている。

(鈴木委員長)

国が示す規準に従うことで客観性が担保されているということによいと思うが。

(橋本教育長)

それぞれの評価が恣意的なものにならないように、各設置者が各学校に対して十分把握するよう指導する仕組みになっている。したがって、ある学校が甘い評価になるならないということではなく、あくまでも規準となる目標に照らしてどうなのかということで評価している。

高校入学者選抜においても適切な書類を出してもらう仕組みになっており、公平性が担保されるよう、我々も努力しているところである。

(清野委員)

前期・後期の選抜方法は、来年度も実施するとのことだが、今後もずっと前期・後期で実施するのか。

(中村学校教育課長)

前期・後期の入試制度については、平成15年に設置された、学識経験者、保護者代表及び学校関係者から構成される青森県立高等学校入学者選抜研究協議会から提出された報告書に基づいて、平成18年度入試から導入した。さらに、平成22年度入試で後期選抜に学力検査を課すなどの改善を行った。

この改善された新制度のもとで2回実施してきたが、入学者選抜制度は安定性、継続性が求められることから、平成24年度入試は前年度を踏襲するというで提案したものである。

前期・後期の入試制度については、全ての受検生に受検機会が平等に与えられるということ、受検機会が2回あるので受検生の心理的負担が軽減されるなどのメリットがある。この入学者選抜の実施においては、中学校長、高等学校長、教育庁職員によって構成される青森県立高等学校入学者選抜に関する中学校高等学校連絡協議会において、具体的な課題を検討しながら、改善を図っていきたい。

(清野委員)

伺いたいのは、ずっとこのままでいくのか、時々検討してまた以前の試験のように戻るのかということである。

(中村学校教育課長)

現時点で言えるのは、継続性ということから今回の提案の方法で実施する。そして、これを検証し、様々な意見を伺いながら進め、制度を見直す場合には研究協議会で議論していくということになるかもしれない。現時点では、現在の制度をよりよいものにしていくために、意見や要望について情報収集していきたい。

(清野委員)

このまま継続していくということでしょうか。

(鈴木委員長)

そういうことだと思う。

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

#### 議案第4号 平成24年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

(中村学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところある。

今回審議いただく平成24年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、平成23年度の基本方針を踏襲するものである。

(清野委員)

県立中学校入学者選抜での調査書の平等性と客観性について説明いただきたい。

(中村学校教育課長)

併設型中学校の入学については、学校教育法施行規則第117条において、併設型中学校の入学は、設置者の定めるところにより校長が許可すると定められている。

本県においては、高等学校入学者選抜と同様の考え方であるが、青森県立学校学則第40条において、調査書その他必要な書類、適性検査等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可すると規定している。

調査書の絶対評価については、高等学校入学者選抜と同様に、国が示した規準に基づいて各学校が適切に評価していくものである。

教員に対しては、教育課程の地区説明会や教務主任研修会などを通して周知に努めてきた。また、調査書は、教員間で共通理解を図り、ばらつきのないよう十分検討を重ねた上で作成しており、県立中学校入学者選抜の調査書として活用している。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

## 議案第5号 県立高等学校の学科の廃止について

(奈良教職員課長)

平成20年8月に策定した「県立高等学校教育改革第3次実施計画」では、中学校卒業生数の減少が予想される中で、社会の変化や生徒の多様な進路志望に対応するために、学科・コースの再編整備の方針を定めている。このうち前期計画では、普通科と併設する商業科は、専門高校への集約化に向け募集停止を進めることとしており、中学校卒業生数の減少に応じて学級減を予定している学校について、学科の廃止を行うものである。

まず、百石高等学校は、現在「普通科」3学級、「商業科」「食物調理科」がそれぞれ1学級の3学科5学級となっている。このうち「商業科」については、これまでの生徒の志願・入学状況を勘案し、学級減に伴い「商業科」を廃止するものである。なお、「商業科」の募集停止後は、普通科の就職や専門学校進学を重視するクラスにおいて、商業に関する科目の履修単位数を増やし、情報関係の資格取得に努めるとともに、同校での商業学習のニーズに対応することとしている。

また、三戸高等学校は、現在「普通科」2学級と「商業科」1学級の2学科3学級であり、近年の志願・入学状況は、中学校卒業生数の減少に伴い定員割れの傾向となっている。同校の学級減を仮に普通科で行い、2学科2学級とした場合には、ほとんどの授業が学科毎に単独で行われることとなるため、少人数編制などの指導が難しく生徒の多様な進路志望の全てに対応することが困難となることなどから、「商業科」を廃止とし「普通科」1学科2学級編制とするものである。なお、「商業科」の募集停止後は、普通科の中に商業科目を学べるコースを設置して、生徒に選択させることで対応することとしている。

学科の廃止時期は、いずれも平成24年3月31日であるが、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間は、存続するものである。

なお、平成25年度の予定として、浪岡高等学校では中学校卒業生数の減少に伴い平成25年度に学級減が見込まれているが、生徒の志願・入学状況を勘案し、また現在「普通科」2学級と「商業科」1学級の2学科3学級編制は、三戸高校と同様の状況であることから「商業科」を廃止とする予定である。

以上が、県立高等学校における学科の廃止の内容であるが、中学生の進路選択に支障がないようにできるだけ早い公表が望ましいことから、本定例会に諮ったものである。決定後は、速やかに公表する予定である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(島委員)

百石高校、三戸高校について、それぞれ地元の中学生や保護者等の商業科の廃止に対する目立った反応があれば教えていただきたい。

(奈良教職員課長)

第3次実施計画策定時に、県内各地で開催した説明会やパブリックコメント等で様々な意見をいただいた際に、百石高校については、同窓会関係者から募集停止を残念とする声があった。三戸高校については、後援会や同窓会関係者が主体となった団体から商業科存続の要望があり、その中で当時のPTA関係者からは現在も商業科に入りたい中学生がいる、商業科を残してもらいたいという意見をいただいている。

計画策定後は、直接県教育委員会に対する要望はないが、その後の状況を各校長に確認したところ、百石高校ではこれまで反対意見はないということであった。三戸高校では、近年定員割れが続いていることから募集停止も仕方ないと受け止める方もいる一方で、反対意見を持つ方もいるとのことである。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第5号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第5号は原案どおり決定する。

## 議案第6号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案

(奈良教職員課長)

この度の改正は、職員の育児休業等に関する条例の改正により、非常勤職員についても、子の養育の事情に応じ、育児休業をすることができることとされたことに伴い、非常勤職員に係る育児休業の承認の請求手続を定めるものであり、公布の日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第6号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第6号は原案どおり決定する。

## 議案第7号 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案

(奈良教職員課長)

この度の改正は、「人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）」の改正により、結核性疾患による病気休暇が2年以内から他の病気休暇と同じ180日以内とされたこと等に伴い、休暇の取扱いについて改めるものである。

具体的には、結核性疾患による病気休暇の経過報告の取扱いや出勤時の書類提出の期限を他の病気休暇と同様とするとともに、直接レントゲン写真の添付や書面による交付を不要とする等所要の整備をするものである。

なお、施行期日は、公布の日である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第7号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第7号は原案どおり決定する。

## 議案第8号 青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案

(近藤教育次長)

この度の改正は、来年度から青森県総合社会教育センター及び青森県立郷土館の管理に指定管理者制度を導入するためのものである。

主な改正内容の一つ目は、指定管理者に管理を行わせることとした場合に、指定管理者が行う業務の範囲をそれぞれ定めるものである。青森県総合社会教育センターについては、指定管理者が行う業務の範囲を県民の学習活動の支援に関することや施設の使用承認に関すること、施設、設備等の維持管理に関することなどとする。青森県立郷土館については、指定管理者が行う業務の範囲を施設、設備等の維持管理に関することなどとするものである。いずれの施設も県が直接実施する必要のある業務を除いたものである。

二つ目としては、指定管理者が開所（開館）時間及び休所（休館）日を設定する場合は、あらかじめ所長（館長）の承認を受けるという規定を設けたものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第8号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)  
異議なし。

(鈴木委員長)  
議案第8号は原案どおり決定する。

#### そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

5月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。